平成２５年（フ）第８３号
山口県山陽小野田市大字西高泊2004番地７
破産者　藤屋　元廣
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第５７号
山口県宇部市大字小串600番地１ビバライフ下条Ｃ棟101号、従前の住所山口県宇部市大字妻崎開作507番地アドバンス21ブルーシェル黒石601号
破産者　植木　　学
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第６号
長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷332番地、住民票上の前住所長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1720番地６
破産者　橋口　文子
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第４２９号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北３丁目２番32―201号　グランドソレイユ、前住所熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北２丁目７番１―103号　アビデ八久保
破産者　齋藤　孝枝（旧姓平井）
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９１号
大分市仲西町２丁目３番28号　サングレイス仲西305
破産者　藤村　初江
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７３号
北海道旭川市９条通９丁目53番地の44
破産者　菅原　　学
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
北海道根室市光洋町１丁目55番地１　ヤマヒラ荘201号
破産者　池田　賢未
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第１４８号
茨城県東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎858番地２
破産者　水嶋　　勇
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２６号
茨城県笠間市旭町190番地３　旭ハイツＥ―101、旧住所茨城県笠間市下郷4540番地６
破産者　後藤とよ子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２７号
茨城県笠間市吉岡152番地５、旧住所茨城県笠間市下郷4540番地６
破産者　後藤　一允
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２８号
茨城県笠間市泉905番地３、旧住所茨城県笠間市下郷4540番地６
破産者　後藤　義正
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６２号
岐阜県大垣市本今３丁目150　セントルイス105号室、住民票上の住所富山県富山市婦中町道場977番地
破産者　ａｓｈ，ラグジーこと　中川　弥里
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１３２５号
京都府宇治市五ケ庄戸ノ内48番地の５　フレックス戸ノ内707号
破産者　髙矢　貴義
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９４２号
京都市下京区七条御所ノ内北町69　インペリアル京都901、住民票上の住所京都市左京区田中大堰町50番地23
破産者　都　　英幸
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
奈良県生駒市ひかりが丘３丁目１番16号
破産者　新興商事こと北井石油こと　岡野　英一
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２７１号
奈良県生駒市ひかりが丘３丁目１番16号
破産者　岡野　文子（旧姓北井）
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１２号
広島県呉市音戸町渡子２丁目45番26号
破産者　田口　守邦
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第５６号
香川県丸亀市田村町591番地４
破産者　石黒　憲司
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部